

静岡県告示第570号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名ADB-BINACA）	令和5年9月10日
1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類（通称名N-Butylbutylone、N-Butylnorbutylone）	令和5年9月10日
2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名FXE、Fluorexetine）	令和5年9月10日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。